港区バリアフリー基本構想推進協議会（第１８回）

次　　第

日時　令和６年６月１０日（月）１０：００～１１：００
場所　港区役所本庁舎９階　大会議室

１　開会

２　会長・副会長選出

３　議事

（１）港区バリアフリー基本構想　特定事業計画の進捗状況について
（２）地区部会　まち歩き点検の実施報告
（３）今後のスケジュール

４　閉会

＜配布資料＞

資料１　　港区バリアフリー基本構想　特定事業計画の概要
資料１－２　特定事業計画の進捗状況の概要
資料２　　まち歩き点検について
資料３　　今後のスケジュール
参考資料１　港区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱
参考資料２　港区バリアフリー基本構想推進協議会（第１８回）名簿

資料1

港区バリアフリー基本構想 特定事業計画の概要

1　重点整備地区について

港区バリアフリー基本構想では、７つの駅（浜松町駅・赤坂駅・六本木駅・白金高輪駅・田町駅・新橋駅・品川駅）周辺を重点整備地区に指定し、生活関連施設及び生活関連経路を位置づけており、その施設や経路の管理者が特定事業計画を策定しています。

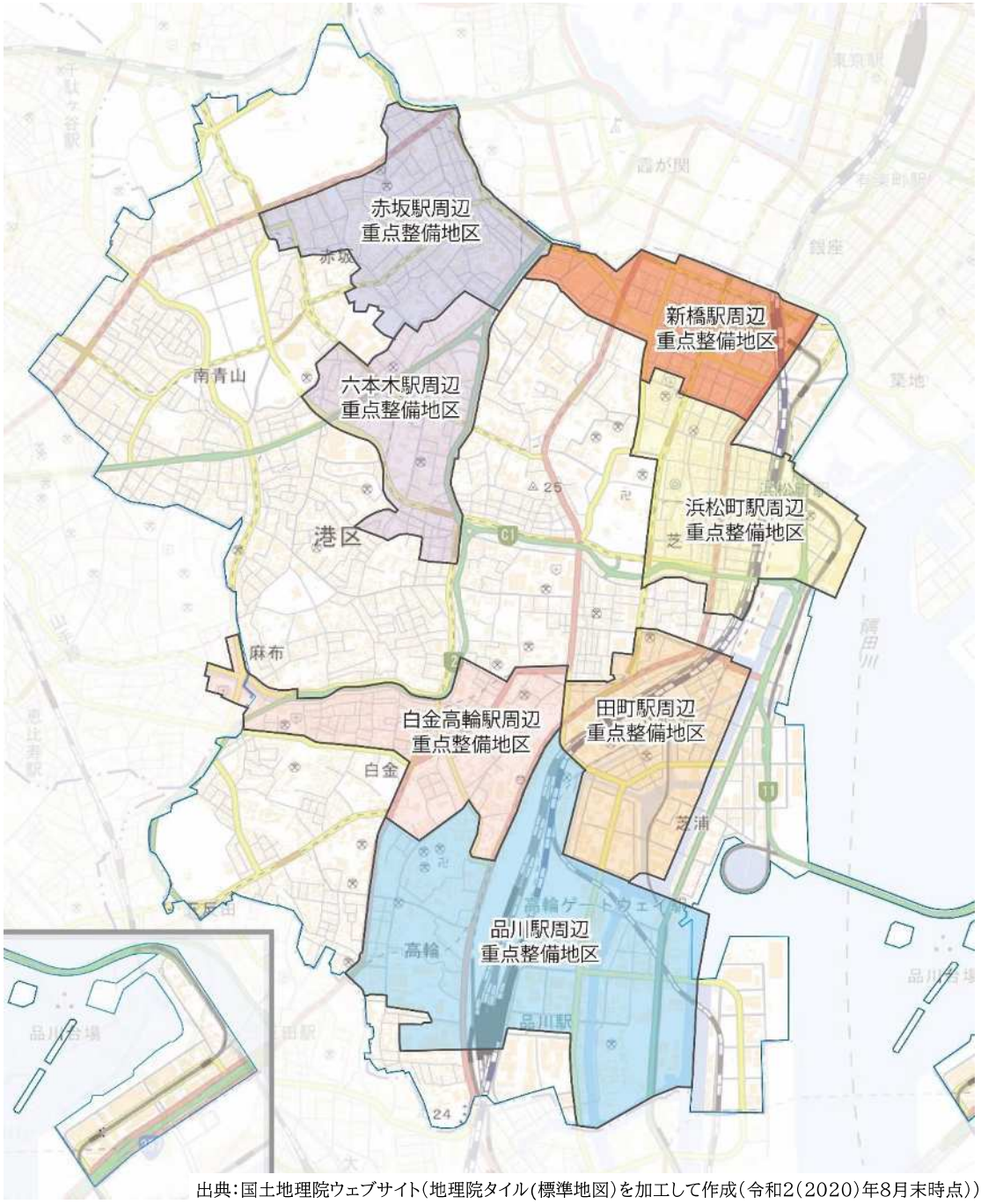

出典：国土地理院ウェブサイト（地理院タイル（標準地図）を加工して作成（令和2（2020）年8月末時点））

図　重点整備地区の範囲

2　特定事業計画について

港区バリアフリー基本構想では各重点整備地区及び区全域を対象に、以下の７つの特定事業を定め、各施設等において具体的に実施すべき整備内容、整備時期の目安を掲げています。

①公共交通特定事業　②道路特定事業　③建築物特定事業
④都市公園特定事業　⑤路外駐車場特定事業　⑥交通安全特定事業
⑦心のバリアフリー特定事業※

※港区バリアフリー基本構想では令和２（2020）年５月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」を、「心のバリアフリー」のキーワードを継続して表記する観点から「心のバリアフリー特定事業」に置き換えて表記します。

特定事業計画は、上記の特定事業を基に、各事業者や施設管理者が、各施設の特性や事業スケジュールに沿った適切な事業内容と計画期間を定め、策定する実行計画です。

整備内容と完成時期が明確な事業は短期事業・中期事業とし、整備内容は具体的であるが完成時期が令和９年度以降となる長期の事業や時間的な制約等から期間内完了が困難な事業、検討事項が多く整備時期が未定の事業については、長期事業として継続して検討します。

短期事業期間及び中期事業期間の終了時には各事業者が定める特定事業計画について、そのときの新たな課題や問題点を反映した見直しを依頼し、段階的かつ継続的な発展をめざします。

【事業の実施予定期間】

・短期：令和５（2023）年度までに完了
・中期：令和８（2026）年度までに完了
・長期：課題を多く含み完成時期が未定または長期となる事業、大規模な施設の改築を伴う長期の事業、沿道の開発等の機会を捉えて整備する事業

【事業内容の分類】

主な事業内容	実施予定期間		
	短期 R3-R5	中期 R6-R8	長期 R9-R12 以降
整備内容と完成時期が明確な事業	■		
		■	
整備内容は具体的だが、完成時期が未定または長期以降となる事業			■
事業の具体化に向けての検討や関連機関との協議が必要となるが、 積極的に協議・調整を行いバリアフリー化の検討を進める事業	事業化の検討		
おおむね整備済みであるが、維持管理時においてもバリアフリーに関して常に配慮するとともに、補修や改修、施設の更新等の機会を捉え更にバリアフリー化を進める事業（主にハード的な事業）	維持更新		
現在でも対策を行っているが、今後は更なる対策の強化やその検討を行う事業（主にソフト的な事業）	継続して実施		

【特定事業計画の進捗管理】

下図のとおり、港区バリアフリー基本構想の計画期間は令和１２年度までですが、特定事業計画は、短期事業期間の満了時（令和５年度）、中期事業期間の満了時（令和８年度）に事業の見直しを行うものとしています。また、長期事業期間にわたる事業は建物の大規模改修に併せて整備する必要がある等、整備に時間がかかる事業が多くあるため、特定事業計画の見直しの際に長期事業の事業期間・内容も適宜見直しを図り、着実なバリアフリー化の進捗を図るものとします。

令和５年度には、短期事業期間満了に伴う特定事業計画の見直しを実施し、本構想の策定から令和５年度末までの事業実施状況や課題・問題点を反映した計画に更新しました。

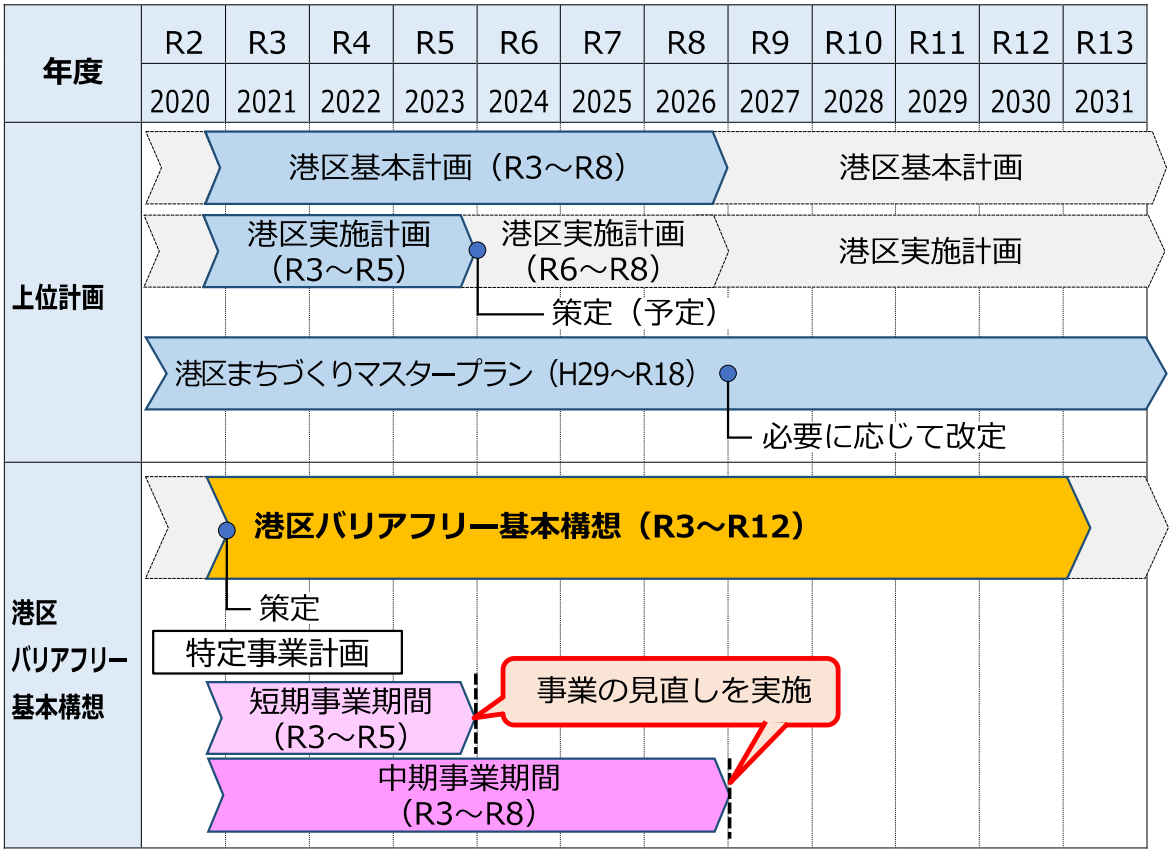

図　港区バリアフリー基本構想の計画期間

3　各特定事業計画の概要（令和５年度末時点）

（１）公共交通特定事業（鉄道）

【事業者】

事業者名	事業数	対象施設数
東日本旅客鉄道株式会社	77 事業	5 施設
東京都交通局（都営地下鉄）	187 事業	14 施設
東京地下鉄株式会社（東京メトロ）	118 事業	11 施設
東海旅客鉄道株式会社	11 事業	1 施設
京浜急行電鉄株式会社	18 事業	1 施設
東京モノレール株式会社	13 事業	1 施設
株式会社ゆりかもめ	23 事業	2 施設
合計	447 事業	35 施設

【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
移動経路	46 事業	○ホームから地上間のバリアフリー経路の整備 ○ホームから地上間の複数のバリアフリー経路の整備検討 ○鉄道路線乗換経路のバリアフリー経路の整備（他社乗換含む）
ホーム	56 事業	○ホームドアの設置 ○ホームドア開閉時のチャイム鳴動 ○乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置
トイレ	59 事業	○トイレの機能の分散化検討 ○トイレの案内表示の設置 ○大人用ベッドの設置検討 ○トイレの段差解消
券売機、案内設備	80 事業	○触知案内図等、よりわかりやすい案内サインの維持更新 ○訪日外国人向け自動券売機の設置 ○券売機やカウンターの車椅子用蹴込みの設置
車両	64 事業	○車両更新（車両新造・車両全面改良時）に合わせた車いすスペースの確保、案内表示装置の更新 ○車両連結部に転落防止設備の更新
心のバリアフリー	142 事業	○サービス介助士等の資格の取得の推進 ○駅職員を対象とした接遇等の研修・教育の実施 ○広告・ホームページを利用したバリアフリーに関する情報の周知・提供 ○優先席周辺等にヘルプマークのポスターの掲示
合計	**447 事業**	

（２）公共交通特定事業（バス）

【事業者】

事業者名	事業数	対象範囲
東京都交通局（都営バス）	8 事業	区内全域
株式会社フジエクスプレス（ちぃばす）	15 事業	区内全域
株式会社ｋｍモビリティサービス（台場シャトルバス）	11 事業	区内全域
合計	34 事業	区内全域

【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
停留所	5 事業	○上屋・ベンチ等のバス停環境の整備
車両	7 事業	○継続して車内環境改善を含めて車両改善を検討 ○車いすスペースの確保及び固定方法の検討 ○ＡＥＤの設置
案内・情報	6 事業	○Wi-Fi インターネット通信サービスの提供　（無料） ○バス接近表示装置の整備
心のバリアフリー	16 事業	○乗務員を対象としたベビーカー利用者への接遇等の研修・教育の実施 ○車内にポスター、ステッカーを掲示し、ヘルプマークの普及・啓発 ○聴覚障害者用の筆記用具や筆談具を常備して対応
合計	**34 事業**	

（3）道路特定事業

【事業者】

事業者名	事業数	対象経路数
国土交通省東京国道事務所	26 事業	8 経路
東京都第一建設事務所	93 事業	26 経路
東京都第二建設事務所	6 事業	2 経路
港区	288 事業	82 経路
合計	413 事業	118 経路

【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
道路の 整備維持	226 事業	○歩道の舗装の維持管理 ○電線類地中化の整備の推進 ○電線類地中化や街路整備事業等の道路事業にあわせた歩道幅員の拡幅等の歩道整備 ○周辺開発計画等とあわせた整備によるアクセス性等の向上による親水性の向上 ○坂道や歩道に手すりやベンチを設置 ○自転車走行空間の整備推進 ○歩車分離のない通学路のため、路側線内のカラー舗装 ○障害者からの要望や生活関連施設との連続性の確保のための視覚障害者誘導用ブロックの整備 ○視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（マンホール上対策、輝度対策、その他支障物対策を含む） ○歩行者横断部や歩道切り下げ部の段差、勾配の平坦化及び緩和 ○白杖や車いす使用者の移動の障害とならない側溝のフタ（グレーチング）の設置 ○スロープやエレベーターが整備された誰もが利用しやすい横断歩道橋の改良検討 ○横断歩道橋の不要箇所の撤去検討 ○地下道のバリアフリー化の検討
道路の管理	155 事業	○道路の不法占用に対する適正化指導 ○自転車等の放置禁止区域等における放置自転車の撤去 ○高齢者や障害者の安全な歩行、ベビーカー等の通行にも配慮する観点で道路の定期的な点検
案内・標識	4 事業	○多言語化にも対応した案内標識の更新及び改善
心のバリアフリー	28 事業	○視覚障害者誘導用ブロックに啓発シールの敷設
合計	**413 事業**	

（４）建築物特定事業

【事業者】

事業者名	事業数	対象施設数
港区	611 事業	77 施設

【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
建物全体・外構部	102 事業	○大規模改修、移転等にあわせた施設のバリアフリー化の実施 ○新設の施設では、沿道利用者が休憩できるベンチ等の休憩施設の設置 ○移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修
敷地内通路	47 事業	○視覚障害者誘導用ブロック等を整備、段差の解消による、身体障害者の道路から受付・案内設備までの経路確保 ○屋外主要通路の傾斜路の勾配の改善
地上出入口	36 事業	○有効幅員の確保 ○音声誘導装置の設置 ○視覚障害者用ブロック上に設置されているマットや設置物の撤去
廊下	55 事業	○トイレやエレベーターの周辺に点字付きの手すりを設置 ○廊下の有効幅員の確保 ○手すりや有効幅員等の基準を阻害している設置物の撤去
傾斜路	17 事業	○傾斜路の端部に視覚障害者誘導用ブロックを設置
階段	43 事業	○手すりの設置されていない階段に点字付きの手すりを設置 ○階段の手すりに各階を表す点字表示、上端・下端・踊場に点状ブロックを設置 ○識別のしやすい段鼻の整備
居室	52 事業	○開放時有効幅員 85cm を下回っている戸の有効幅員の確保 ○取っ手等の扉の仕様の変更による可能な範囲のバリアフリーの整備 ○更衣室・シャワー室に手すりを設置
駐車場	1 事業	○車いす対応の駐車スペースを確保
エレベーター	26 事業	○大規模改修にあわせて、音声案内等のバリアフリーに対応したエレベーターの整備
案内表示	5 事業	○エレベーター・トイレの扉の周辺に、JISZ8210 に準拠したピクトグラムを表示
トイレ	78 事業	○オストメイト用流しやベビーベッドの設置及び機能の改善 ○大人用ベッドの設置検討 ○ベビーベッド等の設置等とあわせてトイレの機能分散の検討 ○トイレの案内表示の設置
心のバリアフリー	149 事業	○心のバリアフリー研修や職員教育等を通じて、利用者への適切な支援環境を形成 ○障害者週間に合わせ、バリアフリーに関する資料等の展示やイベントの開催
合計	**611 事業**	

（５）都市公園特定事業

【事業者】

事業者名	事業数	対象施設数
東京都東部公園緑地事務所	6 事業	2 施設
港区	207 事業	43 施設
合計	213 事業	45 施設

【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
公園全体	46 事業	○文化財の保全に配慮しつつ、誰でも利用しやすい施設のバリアフリー化についてハード、ソフト両面から検討 ○移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修
出入口	10 事業	○出入口の段差解消 ○出入口から案内板やトイレまでの視覚障害者誘導用ブロック設置
園路	23 事業	○階段、スロープに点字付きの手すりの設置
トイレ	19 事業	○和式から洋式便器への取替え等バリアフリーに対応したトイレの整備の推進
その他の設備	17 事業	○車いすや子どもが利用しやすい水飲みへの改修 ○バリアフリー（ユニバーサルデザイン）に配慮したベンチへの交換や上屋等による日陰の整備された休憩施設や砂場の充実 ○車輪等の落下を防ぐ細めのグレーチングの整備
管理	46 事業	○不法な占用物件の排除を関係者と連携 ○「みんなとパトロール」と連携し、巡回対策を強化
心のバリアフリー	52 事業	○サービスセンターでの筆談対応等の実施 ○リーフレット等を利用したバリアフリー情報の周知 ○案内表示の多言語化を含めたわかりやすいルールやマナー等の啓発
合計	**213 事業**	

（６）路外駐車場特定事業

【事業者】

事業者名	事業数	対象施設数
港区	９事業	２施設

【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
建物全体・外構部	２事業	○大規模改修、移転等にあわせた施設のバリアフリー化の実施 ○新設の施設では、沿道利用者が休憩できるベンチ等の休憩施設の設置 ○移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修
エレベーター	２事業	○大規模改修にあわせて、音声案内等のバリアフリーに対応したエレベーターの整備
トイレ	１事業	○オストメイト用流しやベビーベッドの設置及び機能の改善 ○大人用ベッドの設置検討 ○ベビーベッド等の設置等とあわせてトイレの機能分散の検討 ○トイレの案内表示の設置
心のバリアフリー	４事業	○心のバリアフリー研修や職員教育等を通じて、利用者への適切な支援環境を形成 ○障害者週間に合わせ、バリアフリーに関する資料等の展示の開催
合計	**９事業**	

（7）交通安全特定事業

【事業者】

事業者名	事業数	対象範囲
東京都公安委員会	53 事業	生活関連経路に位置付けている全路線（公道）

【事業の取組】

項目	事業数	主な事業内容（特定事業から引用）
信号機に関する事業	7 事業	○信号機の改良（音響機能の整備）
道路標識及び道路標示の設置に関する事業	25 事業	○横断歩道の整備 ○道路標識の適切な補修 ○道路標示の適切な補修 ○エスコートゾーンの整備
違法駐車行為の防止のための事業	21 事業	○横断歩道及びバス停留所付近での違法駐車の指導取締り実施 ○歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車の指導取締りの実施 ○違法駐車行為防止のための広報活動及び啓発活動の実施
合計	**53 事業**	

（８）心のバリアフリー特定事業

【事業者】

事業者名	事業数	対象範囲
港区	19 事業	区内全域

【事業の取組】

項目	事業の進捗状況	主な事業内容（特定事業から引用）
心のバリアフリーの意識啓発の推進	4 事業	○広報みなとやポスター、ハンドブック等を活用した心のバリアフリーに関する情報発信 ○ヘルプカードを区民に配布し、活用に向けて普及・啓発 ○ヘルプカードへの対応のための職員、区民や事業者への周知、協力等の事業を展開
担い手の育成	2 事業	○職員向けのバリアフリー研修を実施（手話講習会等） ○社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座、ふれあい講習会等の区民や事業者に対する研修・講習会を実施
誰もが利用しやすいサポートの実施	10 事業	○バリアフリーマップの充実と普及 ○視覚障害者のための音声コード（Uni-Voice）や点字表記を活用するなど、障害特性に配慮し、誰もが見ることのできる区政情報の発信 ○タブレットを用いる等、多言語翻訳のほか、手話通訳等の機能を用いてコミュニケーションの円滑化を実施 ○音声認識文字表示ディスプレイの導入 ○視覚障害者向け代理確認サービス
総合的な取組	2 事業	○事業者と協力した心のバリアフリーの普及 ○ユニバーサルデザイン教育やワークショップ・シンポジウムの実施
新しい生活様式に対応した取組の推進	1 事業	○「新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく対策の実施
合計	**19 事業**	

資料1－2

特定事業計画の進捗状況の概要

1　特定事業計画の進捗管理手法

特定事業計画の進捗管理については各事業の進捗状況を各計画策定者へ事務局より毎年度照会を行い、特定事業計画のシートの「実績」欄と「進捗状況」を記入いただき、報告を受けます。

この報告をもとに事業の進捗率を算定することで事業の全体的な進捗度を把握します。

進捗率は各事業の進捗状況を基に以下の計算により算定を行います。

進捗率＝（完了事業＋継続実施中＋維持更新）／総事業数

表　進捗管理の対象（例：港区の道路特定事業計画）

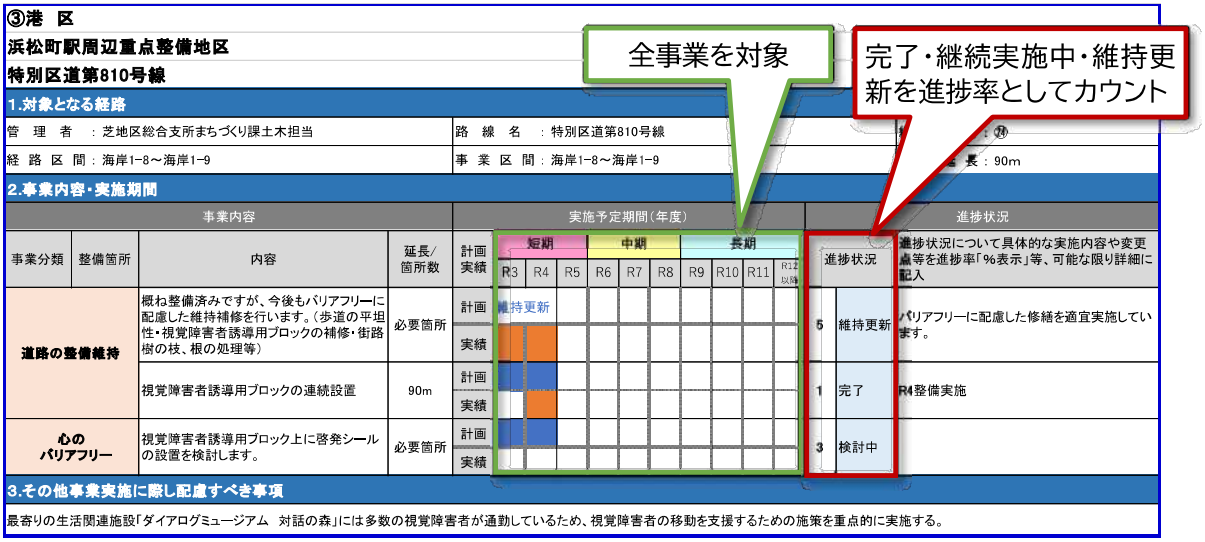

③港　区
浜松町駅周辺重点整備地区
特別区道第810号線

1.対象となる経路

管　理　者	：芝地区総合支所まちづくり課土木担当	路　線　名	：特別区道第810号線
経　路　区　間	：海岸1-8～海岸1-9	事　業　区　間	：海岸1-8～海岸1-9

2.事業内容・実施期間

事業内容				実施予定期間（年度）	短期			中期			長期				進捗状況		
事業分類	整備箇所	内容	延長/箇所数	計画/実績	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降	進捗状況		進捗状況について具体的な実施内容や変更点等を進捗率「%表示」等、可能な限り詳細に記入
道路の整備維持		概ね整備済みですが、今後もバリアフリーに配慮した維持補修を行います。（歩道の平坦性・視覚障害者誘導用ブロックの補修・街路樹の枝、根の処理等）	必要箇所	計画	維持更新										5	維持更新	バリアフリーに配慮した修繕を適宜実施しています。
				実績													
		視覚障害者誘導用ブロックの連続設置	90m	計画											1	完了	R4整備実施
				実績													
心のバリアフリー		視覚障害者誘導用ブロック上に啓発シールの設置を検討します。	必要箇所	計画											3	検討中	
				実績													

3.その他事業実施に際し配慮すべき事項

最寄りの生活関連施設「ダイアログミュージアム　対話の森」には多数の視覚障害者が通勤しているため、視覚障害者の移動を支援するための施策を重点的に実施する。

特定事業計画の進捗状況の把握にあたり、以下の６つの項目に事業の進捗状況を分類しています。「１　完了」、「４　継続実施中」、「５　維持更新」を進捗率に算入します。

表　特定事業計画の進捗状況の分類について

進捗状況の分類	内　　容
1　完了	整備が完了している事業です（前特定事業計画に基づき、完了済みの事業も含みます）。
2　整備中	実施予定期間が明確となっている事業で、現在整備中の事業です。
3　検討中	実施予定について定まっていないが、事業の具体化に向けての検討や関連機関との協議・調整を行っている事業です。
4　継続実施中	主にソフト的な事業について、現在でも実施中であり、今後も更なる対策の強化やその検討を行いながら継続している事業です。
5　維持更新	主にハード的な事業について、整備済みであるが、維持管理を継続するとともに、補修や改修、施設の更新等の機会を捉え更なるバリアフリー化を進めている事業です。
6　未整備	実施予定期間が明確となっている事業で、現在未着手の事業です。

進捗率に算入

2　特定事業計画の進捗状況

令和５年度末（令和６年３月）時点の事業種別及び重点整備地区別の特定事業計画の進捗状況は以下のとおりです。

（１）事業種別の進捗状況

表　事業種別の特定事業計画の進捗状況

特定事業名	事業者数（延べ）	事業数	完了	継続実施中+維持更新	進捗率（R6.3）	進捗率（R5.3）
①公共交通	10	481 (+3)	179 (+29)	275 (-20)	**94.4%** (↗1.3pt)	93.1%
②道路	4	413 (+22)	56 (-2)	283 (+5)	**82.1%**※1 (↘3.8pt)	85.9%
③建築物	1	611 (+19)	186 (+68)	187 (-41)	**61.0%**※2 (↗2.6pt)	58.4%
④都市公園	2	213 (+2)	44 (+4)	107 (+3)	**70.9%** (↗2.7pt)	68.2%
⑤路外駐車場	1	9 (±0)	5 (+3)	4 (-2)	**100.0%** (↗11.1pt)	88.9%
⑥交通安全	1	53 (±0)	1 (+1)	42 (±0)	**81.1%** (↗1.9pt)	79.2%
⑦心のバリアフリー	1	19 (+5)	3 (+1)	11 (±0)	**73.7%**※1 (↘19.2pt)	92.9%
合　計	20	1,799 (+51)	474 (+104)	909 (-55)	**76.9%** (↗0.6pt)	76.3%

（注）括弧内の数値は令和４年度末時点からの増減を示しています。
※１　道路特定事業、心のバリアフリー特定事業は、昨年度の特定事業計画の見直しにより事業を追加し、総事業数が増加したことにより、見かけ上進捗率が低下しています。
【道路】見直しで追加した主な事業内容：視覚障害者誘導用ブロックの整備、道路拡幅整備　など
【心のバリアフリー】見直しで追加した主な事業内容：事業者と協力した心のバリアフリーの普及　など
※２　残事業 238 事業のうち、約 85%（203 事業）は大規模改修、改築を伴う事業であり完了までに時間を要するものも含みます。大規模改修を除く事業数（408 事業）で進捗率を算定すると 91.4%です。

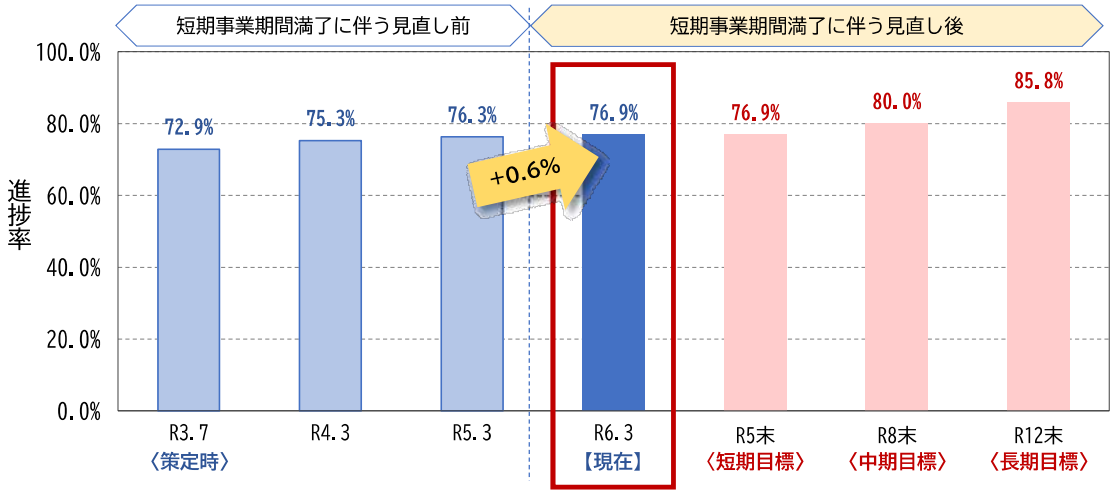

図　全事業の進捗率の概況

（２）重点整備地区別の進捗状況

表　重点整備地区別の特定事業計画の進捗状況

重点整備地区名		事業者数（延べ）	事業数	完了	継続実施中+維持更新	進捗率（R6.3）	進捗率（R5.3）
浜松町駅周辺		11	373 (+3)	100 (+15)	187 (-14)	**76.9%**※ (↘0.4pt)	77.3%
赤坂駅周辺		8	256 (+8)	70 (+14)	107 (-11)	**69.1%**※ (↘0.9pt)	70.2%
六本木駅周辺		8	168 (+4)	48 (+11)	91 (-7)	**82.7%** (↗0.4pt)	82.3%
白金高輪駅周辺		9	275 (+12)	65 (+14)	129 (-3)	**70.5%** (↗0.9pt)	69.6%
田町駅周辺		8	250 (+4)	72 (+19)	125 (-3)	**78.8%** (↗5.2pt)	73.6%
新橋駅周辺		10	162 (+7)	46 (+7)	93 (-3)	**85.8%**※ (↘1.3pt)	87.1%
品川駅周辺		11	258 (+2)	60 (+17)	140 (-13)	**77.5%** (↗0.9pt)	76.6%
区内全域	公共交通特定事業（バス）	3	34 (+3)	10 (+6)	23 (-3)	**97.1%** (↗0.3pt)	96.8%
	道路特定事業（観光）	1	4 (+3)	0 (±0)	3 (+2)	**75.0%**※ (↘25.0pt)	100.0%
	心のバリアフリー特定事業	1	19 (+5)	3 (+1)	11 (±0)	**73.7%**※ (↘19.2pt)	92.9%
合　計		70	1,799 (+51)	474 (+104)	909 (-55)	**76.9%** (↗0.6pt)	76.3%

（注）　括弧内の数値は令和４年度末時点からの増減を示しています。
※浜松町駅、赤坂駅、新橋駅周辺重点整備地区、道路特定事業（観光）、心のバリアフリー特定事業は、昨年度の特定事業計画の見直しにより事業を追加し、総事業数が増加したことにより、見かけ上進捗率が低下しています。
<見直しで追加した主な事業内容>
【浜　松　町　駅】視覚障害者誘導用ブロックの整備
【赤　　坂　　駅】視覚障害者誘導用ブロックの整備、屋外階段の手すりに点字表示を設置 など
【新　　橋　　駅】視覚障害者誘導用ブロックの整備、道路拡幅整備 など
【道路特定事業(観光)】外国人向け観光マップの QR コード掲載、ちぃばす・レインボーバスのピクトグラムを色別で記載 など
【心のバリアフリー特定事業】事業者と協力した心のバリアフリーの普及、音声認識文字表示ディスプレイの導入 など

（3）特定事業及びその他バリアフリー対策の実施状況

見直し：短期事業期間満了に伴う見直しによって追加した事業

■公共交通特定事業（鉄道）

【ホーム】ホームドアの設置

ホームドアの全駅設置
〈都営地下鉄浅草線 高輪台駅〉

【移動経路】改札階～ホーム階までのエレベーター整備 見直し

B2 改札階～B1 ホーム階のエレベーターを整備
〈東京メトロ 虎ノ門ヒルズ駅〉

■公共交通特定事業（バス）

【移動経路】エレベーターの更新

地上階⇔デッキ階のエレベーターを
9 人乗りから 11 人乗りに更新
〈ゆりかもめ 新橋駅〉

【案内・情報】駅から停留所への案内動画

※お台場レインボーバスのりば案内（品川駅編）より抜粋

エレベーター利用客の動線も含む案内動画の作成
〈お台場レインボーバス〉

■道路特定事業

【道路の管理】
道路の不法占用に対する適正化指導

不法占用物の指導（民地内への移設）
〈東京国道事務所 一般国道 1 号（桜田通り）〉

【道路の整備維持】
視覚障害者誘導用ブロックの連続整備

視覚障害者誘導用ブロックの連続整備
〈都道 481 号線〉

見直し：短期事業期間満了に伴う見直しによって追加した事業

■都市公園特定事業

【心のバリアフリー】
誰でも分かりやすい表示を推進

見直し

施設の利用者に向けた、看板や表示物への
多言語やピクトグラム表記による誰でも分かりやすい表示
〈古川さくら児童遊園〉

【心のバリアフリー】
触知案内板の設置

わかりやすい表示による情報発信の推進
〈高橋是清翁記念公園〉

■建築物特定事業

【地上出入口】音声誘導装置の設置

地上出入口の音声誘導装置の設置
〈きらきらプラザ新橋〉

【敷地内通路】ホール横の傾斜路への
手すり・障害者誘導用ブロックの設置

ホール横の傾斜路に手すりを設置、
傾斜路の上端に視覚障害者誘導用ブロックを設置
〈高輪区民センター〉

■路外駐車場特定事業

【トイレ】ベビーチェア、手すりつきの
小便器の設置

ベビーチェア、手すりつきの小便器の設置
〈麻布十番公共駐車場〉

■交通安全特定事業

【道路標識及び道路標示】
横断歩道の整備

横断歩道の整備
〈日比谷通り 新橋四丁目交差点北側 南桜公園付近〉

3　特定事業計画の目標値の設定

各特定事業計画を基に、令和１２年度までの完成時期が明確となっている事業について短期・中期・長期の事業期間に整理し、各期間内で予定通り完了することを目指して算出した、事業計画別の進捗率の目標値は以下のとおりです。

目標値は、特定事業計画の見直しや、重点整備地区、生活関連施設及び経路の見直し・新設等により、将来的に事業数の増減や整備時期の前後が発生します。短期・中期の事業期間満了時の特定事業計画の見直しに合わせて適切な目標値を定めることとし、令和５年度の見直しに伴い目標値を更新しました。

表　進捗率の目標（事業計画別）

	R5 (2023) (現時点)	進捗率目標		
		R8※1 (2026) (中期)	R12※2 (2030) (長期)	R22 (2040) (将来)
事業計画別				
公共交通特定事業	**94.4%** 454/481	**95.2%** 458/481	**97.7%** 470/481	全事業 **100%**
道路特定事業	**82.1%** 339/413	**86.4%** 357/413	**89.6%** 370/413	
建築物特定事業	**61.0%** 373/611	**62.8%** 384/611	**74.5%** 455/611	
都市公園特定事業	**70.9%** 151/213	**76.1%** 162/213	**79.3%** 169/213	
路外駐車場特定事業	**100.0%** 9/9	**100.0%** 9/9	**100.0%** 9/9	
交通安全特定事業	**81.1%** 43/53	**100.0%** 53/53	**100.0%** 53/53	
心のバリアフリー特定事業	**73.7%** 14/19	**89.5%** 17/19	**94.7%** 18/19	
全事業	**76.9%** 1,383/1,799	**80.0%** 1,440/1,799	**85.8%** 1,544/1,799	

各期間の算定方法は以下のとおりとします。
※１　中期の目標値＝R８年度末時点の（「完了」+「継続して実施」+「維持更新」）÷総事業数
※２　長期の目標値＝R12 年度末時点の（「完了」+「継続して実施」+「維持更新」）÷総事業数

資料2

港区バリアフリー基本構想推進協議会　地区部会

まち歩き点検について

1　目的

港区バリアフリー基本構想の進行管理における、事後評価・スパイラルアップを目的とし、重点整備地区である赤坂駅周辺重点整備地区を対象に、青山一丁目駅構内や赤坂図書館、幹線道路を中心としたまち歩き点検を実施しました。

2　開催概要

日時	令和５年 11 月 17 日（金）　13 時 30 分～15 時 40 分
天気	雨のち曇り
参加者数	16 名（区民代表６名、施設管理者等 10 名）
次第	開会挨拶・本日の内容説明（10 分） まち歩き点検（70 分） 休憩（10 分） 意見交換会（30 分） 閉会・解散
点検コース	①青山一丁目駅構内⇒ ②青山通り（国道）⇒ ③外苑東通り（都道） ⇒ ④区道⇒ ⑤赤坂図書館

3　開催状況

4　点検コース

■コース図

■青山一丁目駅構内図

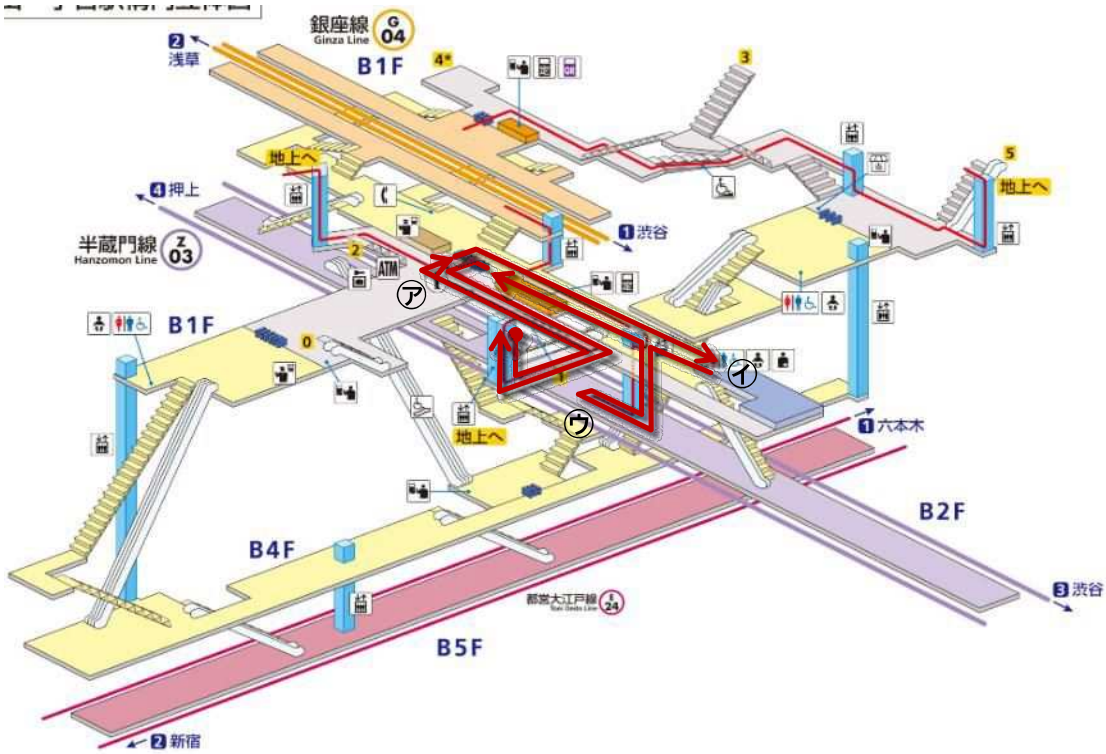

5　まち歩き点検の意見要旨とその後の対応状況

※対応状況のうち、[　]内は施設管理者等

青山一丁目駅構内に関する意見（コース図①）

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
駅全体の意見		
・雨の日は滑る。	・床面の仕上げ材には、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省）が推奨する抵抗係数 0.4 以上の製品を使用しています。[東京メトロ]	－
・エレベーターに足元まで見える大きさの鏡があると、車いすの方の乗車の様子が確認できる。	・まち歩き点検にて確認したエレベーターは足元まで見える大きさの鏡が取り付けられています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。[東京メトロ]	－
発券機・改札口に関する意見（青山一丁目駅構内図㋐）		
・幅広改札の動線上に柱があるため、車いすの使用時不便に思う。柱を避けた配慮が必要。	・貴重なご意見として承ります。お客様からのご意見・ご要望を踏まえ検討させていただきます。[東京メトロ]	
・触地図は健常者でないと見つけにくく、地図もわかりにくい。	・今後の課題とさせていただきます。[東京メトロ]	
バリアフリートイレに関する意見（青山一丁目駅構内図㋑）		
・小さなゴミ箱に「一般のゴミは捨てないで」と表記されているが、おむつを捨てられるのかどうかわからない。	・当該トイレには「一般のゴミは捨てないで」という表記はございませんが、トイレの利用者が多く、おむつを捨てられるゴミ箱を設置するとゴミで溢れてしまうため、利用者に持ち帰りをお願いしています。[東京メトロ]	
・おむつ用、オストメイト用のゴミ箱あればよい。		
・多機能トイレの位置、大きさなどがわかるマップがあるとよい。	・今後の検討とさせていただきます 。[東京メトロ]	

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
・触地図までの点字ブロックでは、トイレにたどりつけない。触地図を触っても右か左かわからない。	・触知図について、今後の検討とさせていただきます。 ・当社の方針として、トイレ入口の触知案内板までを点字ブロック等で整備しています。また、トイレ入口には音声案内を併設しており、目の不自由なお客様がご利用いただけるように整備しています。［東京メトロ］	
ホーム（半蔵門線）に関する意見（青山一丁目駅構内図㋒）		
・ホームの通路で一部狭い箇所がある。車いすだと通りにくいのではないか。	・ホームの構造上、どうしても幅が狭くなることをご理解願います。［東京メトロ］	
・電車の乗降時の段差が気になる。ベビーカーは自分たちで乗降させるので、もっと段差がなければよい。	・車いすスペースがある車両は、その付近のホームドアの隙間が狭くなっているため、ご利用をお願いします。［東京メトロ］	
・消火器・消火栓がホームの真ん中に設置されていたが、ホーム上の柱に沿って設置するとよいと思う。	・ホーム上の柱に設置すると、電車へ乗降するお客様の通行の妨げとなるおそれがあります。また、ホームの中央へ配置することにより、消火範囲（警戒範囲）の合理化を図り、消火栓の数量を減らすことができるため、現行の位置に設置しています。これによりお客様にご利用いただくスペースを広くすることができるため、ご理解をお願いします。［東京メトロ］	－
・エスカレーターは上り下りをセットで整備してほしい。	・貴重なご意見として承ります。お客様からのご意見・ご要望を踏まえ、検討させていただきます。［東京メトロ］	－
・ホーム内エレベーターの開閉時間が長く感じる。何か工夫があるのか。	・車いすのお客様等が安全に乗降できるよう、開固定時間が長めに設定されています。（バリアフリー整備ガイドラインに基づき整備）［東京メトロ］	－

青山通り（国道）に関する意見（コース図②）

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
・エスコートゾーンの点が一部剥がれている。	・一部剥がれている箇所については、令和６年度に補修できるように調整します。［警視庁］ ・雨が降ると少しすべりやすいという点については、点字ブロックと異なり、自動車により突起体の表面が摩耗しやすいということが原因の１つとして考えられるため、定期的な補修等、維持管理に努めます。［警視庁］	
・エスコートゾーンは雨が降ると少しすべりやすい。		
・道路（横断歩道前）の水たまりが気になる。	・水の通り道になっているところが、老朽化により陥没して水たまりになっていると考えられます。可能な箇所は整備を進めていきます。［東京国道事務所］	

外苑東通り（都道）に関するご意見（コース図③）

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
・狭い歩道も植樹帯の枠が必要なのかも知れないが、バギーなどの移動がしにくい。	・一定の幅員が確保できる歩道上には、可能な限り植樹帯を設置することとしています。また、植樹帯の段差については基準で定められています。今回いただいたご意見は、内部で共有させていただき、現場状況に応じて対策を検討していきます。［東京都建設局 第一建設事務所］	
・街路樹桝に段差があり（2～3cm）高齢者にとっては危険と思われる。		
・マンホールが水たまりになっている。	・マンホールは占用企業者の所有物のため、歩行の支障となっている場合は、占用企業者と調整してまいります。［東京都 建設局 第一建設事務所］	ー

区道に関するご意見（コース図④）

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
・自転車用のナビラインが駐車車両で塞がれて機能していない。	・取締りや広報普及啓発活動等により、違法駐車行為の防止に努めていきます。［警視庁］	

赤坂図書館に関する意見（コース図⑤）

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
・図書館内のユニバーサルデザインの案内板に外国語表示もあるとよい。 ・相談カウンターの案内表示は外国人にもっとわかりやすいとよい。	・外国人に限らず、わかりにくい構造になっている箇所は、工夫していきます。入口案内板をわかりやすい表記に変更し、英語表示を追加しているほか、他の案内表示にも英語併記を検討していきます。[港区]	
・拡大読書器はもっと使いやすい道具に変更すべき。 ・拡大読書器のディスプレイがブラウン管テレビで使い勝手が悪い、液晶化にしてほしい。	・機能に問題なく利用ができているため、現時点で買替の予定はありません。[港区]	
・本がびっしり入っているため、少し取り出しづらい。	・書庫の活用や資料的価値が低い本等の除籍を実施することで、対応していきます。[港区]	
・コピー機で USB も使えるようにしてほしい。	・図書館の資料をコピーするための機器のため、USB 対応をする予定はありません。[港区]	－

音響式信号機に関する意見

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
・幹線道路に面した音響信号のボリュームが大きいとよい。 ・誘導音が聞こえず、タッチ部分を探せない。	・音響式信号機の音響及びタッチ式スイッチの位置表示音の音量については、周辺への音響等の影響を考慮し、個別具体的な箇所の道路環境等を踏まえ適切な設定に努めていきます。[警視庁]	

バス停に関する意見

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
・狭い歩道のバス停に上屋を設置してほしい。	・歩道の幅が狭く、上屋を設置した場合歩行の障害となるため、整備が難しいところがありますが、ベンチを設置するなどにより、可能な限りニーズに合った整備をしていきます。[港区]	

道路全般に関する意見

意見内容	管理者の対応状況・方針	写真等
・点字ブロックの点字の大きさがバラバラなのは不適切。	・JIS 規格が規定されてからは、JIS 規格に沿った製品を使用しています。引き続き、道路の補修などと併せて、JIS 規格に沿ったブロックに取り換えていきます。[港区]	－
・エスコートゾーンがあるところとないところがあるが、設置条件はあるのか。	・横断歩道前後の歩道に点字ブロックが無い箇所、点字ブロックの設置位置が横断歩道の前後でずれている箇所、横断歩道の前後の点字ブロックの延長線上にエスコートゾーンを設置する際に下水等のマンホールが支障する箇所は、エスコートゾーンの設置が困難な箇所です。そのような箇所については、道路管理者と調整の上、点字ブロックも含めて位置をずらすか、信号機の改良、横断歩道の高輝度化等の別のバリアフリー化を行うこととしています。[警視庁]	－

■港区バリアフリー基本構想 今後のスケジュール

資料3

年	月	港区バリアフリー基本構想推進協議会			特定事業計画
			事業者部会 （推進協議会附属機関）	地区部会 （推進協議会附属機関）	事業者・施設管理者
令和5年度	10			まち歩き点検 （令和5年11月17日） ・赤坂駅周辺重点整備地区	
	11				
	12				
	1				
	2				特定事業計画の進捗状況の照会 （令和6年2月5日）
	3		第17回事業者部会 （令和6年3月19日） ・特定事業計画の進捗状況 ・まち歩き点検の報告		
令和6年度	4				
	5				
	6	第18回推進協議会 （令和6年6月10日） ・特定事業計画の進捗状況 ・まち歩き点検の報告			
	7				
	8				
	9				
	10			まち歩き点検 （令和6年10月頃） ・六本木駅周辺重点整備地区での開催を予定	
	11				
	12				
	1				特定事業計画の進捗状況の照会 （令和7年1月～2月）
	2		第18回事業者部会 （令和7年3月頃） ・特定事業計画の進捗状況 ・まち歩き点検の報告 ・区民アンケート案について		
	3				

参考資料1

港区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

平成25年7月1日

25港街土第730号

（設置）

第1条　港区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」と総称する。）に関する必要な事項を協議し、バリアフリー化事業の計画的な推進を図るため、港区バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を区長に報告する。

（1）　基本構想に基づく事業計画の推進に関する事項

（2）　基本構想の評価及び見直しに関する事項

（3）　その他事業者とのバリアフリーの推進に関する事項

（組織）

第3条　協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員40人以内をもって組織する。

（1）　学識経験者

（2）　高齢者、障害者団体等の区民代表者

（3）　公共交通事業者

（4）　交通管理者

（5）　施設管理者

（6）　関係行政機関

（7）　区職員

（委員の任期）

第4条　委員の任期は、2年とし、再任を妨げない、ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条　協議会に会長及び副会長を置く。

2　会長は、委員の互選により選出する。

3　会長は、会務を統括する。

4　副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営）

第6条　協議会は、会長が招集する。

2　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3　協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4　協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（事業者部会）

第7条　会長は、所掌事項の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、事業者部会を設置することができる。

2　事業者部会長は、街づくり支援部地域交通課長をもって充てる。

3　事業者部会員は、公共交通事業者、交通管理者、施設管理者及び区職員のうちから事業者部会長が指名する。

4　事業者部会長に事故があるときは、あらかじめ事業者部会長が指名する者がその職務を代理する。

（地区部会）

第8条　会長は、所掌事項の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、地区部会を設置することができる。

2　地区部会長は、街づくり支援部地域交通課長をもって充てる。

3　地区部会員は、高齢者、障害者団体等の区民代表者、交通管理者、施設管理者及び区職員のうちから地区部会長が指名する。

4　地区部会長に事故があるときは、あらかじめ地区部会長が指名する者がその職務を代理する。

（庶務）

第9条　協議会及び事業者部会並びに地区部会の庶務は、街づくり支援部地域交通課において処理する。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

1　この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

2　港区交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱（平成18年9月1日18港環計第233号）は、廃止する。

付　則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

付　則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

港区バリアフリー基本構想推進協議会（第18回）名簿

参考資料2

	区 分		委員		備 考
			関係部署	氏名	
1	学識経験者		日本大学理工学部交通システム工学科 特任教授	藤井 敬宏	
2	区民代表		港区老人クラブ連合会 代表（会長）	杉山 厚子	
3			港区視覚障害者福祉協会 代表（会長）	圓 和夫	
4			港区中途障害者会 代表（会長）	吉田 委史	
5			港区重症心身障害児(者)を守る会 代表（会長）	堀 信子	
6			港区商店街連合会 代表（副会長）	大野 岳史	
7			港区観光協会 代表（会長）	渡邉 仁久	
8			港区子ども・子育て会議（公募区民代表）	泉谷 佳織	
9	社会福祉団体		社会福祉法人 港区社会福祉協議会 事務局次長	高嶋 慶一	地域福祉の推進 区民利用者へのバリアフリー情報
10	行政	港区	街づくり事業担当部長	岩崎 雄一	
11			産業・地域振興支援部 国際化・文化芸術担当課長	星川 健夫	外国人(多言語化)
12			産業・地域振興支援部 産業振興課長	藤咲 絢介	商店街
13			産業・地域振興支援部 観光政策担当課長	寺戸 尚美	観光
14			子ども家庭支援部 子ども政策課長	西川 杉菜	子育て世代
15			保健福祉支援部 保健福祉課長	重富 敦	地域保健福祉計画
16			保健福祉支援部 障害者福祉課長	宮本 裕介	障害者
17			保健福祉支援部 高齢者支援課長	白石 直也	高齢者
18			街づくり支援部 建築課長	松山 正樹	福祉の街づくり条例 ・要綱建築指導
19	施設管理者 道路・公園等	国	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課 建設専門官	菊池 信久	道路特定事業計画・国道
20		東京都	建設局 第一建設事務所 補修課長	遠藤 英樹	道路特定事業計画・都道
21		港区	芝地区総合支所 まちづくり課長	大久保 光正	道路・公園管理者(支所代表) ・区道・区立公園等
22			芝地区総合支所 管理課長	小野口 敬一	施設設置管理者(支所代表)
23			教育委員会事務局 教育推進部 教育長室長	野上 宏	施設設置管理者(教育委員会)
24			教育委員会事務局 学校教育部 学務課長	鈴木 健	施設設置管理者(教育委員会)
25	交通管理者	警視庁	愛宕警察署 交通課長	小﨑 和人	交通安全特定事業計画
26			三田警察署 交通課長	平 修一	交通安全特定事業計画
27			高輪警察署 交通課長	青木 政博	交通安全特定事業計画
28			麻布警察署 交通課長	佐藤 英樹	交通安全特定事業計画
29			赤坂警察署 交通課長	羽畑 大介	交通安全特定事業計画
30	交通事業者	鉄 道	東日本旅客鉄道株式会社 首都圏本部 企画総務部 経営戦略ユニット マネージャー	松本 剛	公共交通特定事業計画 JR東日本
31			東京都交通局 総務部 技術調整担当課長	近藤 琢哉	公共交通特定事業計画 都営地下鉄
32			東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	廣元 勝志	公共交通特定事業計画 東京メトロ
33			東海旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部 企画部 担当課長	田中 隆文	公共交通特定事業計画 JR東海
34			京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部 事業統括課長	森田 憲和	公共交通特定事業計画 京浜急行
35			東京モノレール株式会社 運輸営業本部 営業部 副部長	漆原 礼智	公共交通特定事業計画 モノレール
36			株式会社ゆりかもめ 技術部 施設課長	野地 朋和	公共交通特定事業計画 ゆりかもめ
37		バ ス	東京都交通局 自動車部 事業改善担当課長	内山 琢矢	公共交通特定事業計画 都営バス
38			株式会社フジエクスプレス 常務取締役 業務部長	藤森 直登	公共交通特定事業計画 コミュニティバス「ちぃばす」
事務局		港 区	街づくり支援部 地域交通課長	鈴木 康司	
			街づくり支援部 地域交通課	吉田 英人 荻堂 秀	